

延 監 第 112 号
令和 4 年 12 月 13 日

令和 4 年度

定期 監 査 報 告 書

(令和 4 年 8 ~ 10 月 実 施 分)

延 岡 市 監 査 委 員

令和4年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔企画部〕 企画課 地域・離島・交通政策課 経営政策課

〔総務部〕 職員課 財政課

〔健康福祉部〕 こども保育課 およこ保健福祉課 障がい福祉課

〔商工観光文化部〕 工業振興課 人材政策・移住定住推進室

〔都市建設部〕 用地調査課

会計課

消防本部・消防署

2 監査の期間

令和4年8月16日 から 同年10月14日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 小 野 正 二

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和3年度及び令和4年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。今年度は特に、指定管理者の事務に関する事務において、履行確認の不備が見られた。今後は履行確認を確実にを行うよう求める。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

企画部

企画課

事務処理は適正なものと認められた。

地域・離島・交通政策課

事務処理は適正なものと認められた。

経営政策課

事務処理は適正なものと認められた。

総務部

職員課

事務処理は適正なものと認められた。

財政課

事務処理は適正なものと認められた。

健康福祉部

こども保育課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

窓口で徴収した保育所利用者負担金について、指定金融機関等への払込みが1日遅れているものが、令和3年度に2件あった。

窓口等で徴収した公金は、現金紛失等の事故を防ぐためにも、財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、速やかに指定金融機関等へ払い込むよう努められたい。

(2) 保育所利用者負担金の収納に関する事務

保育所利用者負担金は市の歳入であるが、その収納事務を委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び財務会計規則第54条の規定に基づき、「会計管理者の合議を経て市長決裁を受け告示しなければならない」とされているが、会計管理者の合議がなく課長決裁となっていた。

今後は法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

おやこ保健福祉課

事務処理は適正なものと認められた。

障がい福祉課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

補助金等に係る歳入調定の起票遅れが、令和4年度に3件あった。

今後は財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

(2) 助成給付に関する事務

人工透析患者等通院交通費助成事業実施要綱第5条第1号に基づいた助成について、算定誤りが令和3年度に1件あった。また、同要綱第6条第2号の条文内容が不明瞭のため、助成額を算定するに当たって解釈に差が生じ、算定された助成額が正確なのか判断できないものが見られた。

今後は実情と照らし合わせ、必要があれば要綱の改正を検討するよう求める。

商工観光文化部

工業振興課

事務処理は適正なものと認められた。

人材政策・移住定住推進室

事務処理は適正なものと認められた。

都市建設部

用地調査課

事務処理は適正なものと認められた。

会計課

事務処理は適正なものと認められた。

消防本部・消防署

事務処理は適正なものと認められた。